

新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策事業について

本市の経済対策としましては、感染拡大を防止するとともに、事業の継続及び雇用の維持を当面、取り組む最優先事項とし、以下の対策を実施する。

1. 予算規模

予算総額 3億7,100万円

追加予算額 3億2,100万円

※予算総額は第1弾緊急経済対策予算額の5,000万円を含む

※追加予算額は県協力金を含む

2. 緊急経済対策の考え方

・感染拡大防止対策

感染拡大防止対策に事業者と連携して取り組む。

・資金繰り対策

事業の継続を支援するため、事業者の資金繰りを支援する。

・売上減少対策

事業の継続を支援するため、売上が大幅に減少した事業者を支援する。

・雇用対策

市民生活にとって非常に重要な雇用の維持を支援する。

3. 第2弾緊急経済対策 実施事業

緊急経済対策の考え方にに基づき、以下の事業を新規又は追加で実施する。

事業の詳細は別紙のとおり。

・感染拡大防止対策 【補正予算額：1億8,000万円（県協力金含む）】

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金

・資金繰り対策 【補正予算額：6,300万円】

経済変動対策貸付金利子補給金

（内訳：令和2年度予算額4,500万円、債務負担行為額1,800万円）

・売上減少対策 【予算額：2,800万円】

中小企業者応援給付金

農業者応援給付金

中小企業者家賃等応援給付金

・雇用対策 【予算額：5,000万円】

中小企業者雇用維持助成金

4. 「3」に掲載している以外の実施事業

・感染拡大防止対策

【新規】荒茶加工事業者の衛生対策に対する給付金（島田市茶業振興協会事業400万円）

事業者向け次亜塩素酸水の配布

（事業費：78万円（うち島田市茶業振興協会分5万円））

・資金繰り対策

水道料金の支払猶予、地方税における納税猶予

第2弾 新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策事業について

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【新規】

全国的に感染拡大の傾向が見られることから、地域の流行を抑制し、特に大型連休期間における人の移動を最小化する必要がある。このような中、市民の接触機会の低減に取り組むため、休業要請に協力する事業者に対して協力金を支払うことで実効性を高める。

補正予算額：180,000千円 ※県協力金含む

2. 経済変動対策貸付金利子補給金（新型コロナウイルス感染症対応枠）【追加】

県制度融資「経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」に協調して利子補給を行っていたが、4月17日（金）までの静岡県信用保証協会受付分をもって、一旦、本件融資枠の制度融資が締め切られた。

については、その時点までに申し込まれた融資に対する利子補給金の不足額（令和2年10月から令和3年3月相当分）を増額するとともに、今後、新たに設定される融資枠に対して必要となる利子補給額を増額する。

補正予算額：63,000千円 ※補正後予算額 98,000千円

3. 新型コロナウイルス感染症対策中小企業者応援給付金【追加】

新型コロナウイルス感染症は、地域経済へ甚大な影響をもたらしており、事業者は今まで以上に大変厳しい状況下に置かれている。

そこで、これまで実施してきた「小規模企業者応援給付金」制度を見直し、中小企業者や個人事業主及び農業者まで対象を広げるとともに、営業期間条件等を短縮するなど要件を緩和することにより、より多くの中小企業者等に対して給付金を支給し、事業継続を応援する。

補正予算額：13,000千円 ※補正後予算額 28,000千円

4. 新型コロナウイルス感染症対策中小企業者家賃等応援給付金【新規】

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少し、中小企業者にとって、家賃等の事業用家屋に係る費用が大きな負担となっている。そこで、中小企業者の負担を軽減するため給付金を交付する。

補正予算額：15,000千円

5. 新型コロナウイルス感染症対策中小企業者雇用維持助成金【新規】

新型コロナウイルス感染症による経済活動の急速な縮小に伴い、中小企業者を取り巻く環境は非常に厳しく、雇用の維持が危ぶまれている。そこで、市民生活にとって非常に重要である雇用の維持を支援するため助成金を交付する。

補正予算額：50,000 千円

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金について

○目的

全国的に感染拡大の傾向が見られることから、地域の流行を抑制し、特に大型連休期間における人の移動を最小化する必要がある。このような中、市民の接触機会の低減に取り組むため、休業要請に協力する事業者に対して協力金を支払うことで実効性を高める。

○概要

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休業要請に応じて、休業した者に対して、協力金を支給する。

○給付要件

(1) 対象事業者

静岡県並びに島田市の休業要請に協力し休業する中小企業者及び個人事業主
県の休業要請対象に以下を独自に追加要請

- ・ 飲食店（休業期間中のテイクアウト及び宅配サービスのみの営業は認める）
- ・ 宿泊施設

(2) 対象要件

県並びに本市が定める期間（令和2年4月25日（土）から5月6日（水）までの間）に休業要請に協力する者。

なお、協力金は、4月27日（月）から5月6日（水）までの期間においてすべて休業すれば支給する。

○申請受付期間

議決の日の翌日から令和2年6月30日（火）まで

○給付額

30万円 ※県協力金を含む

○補正予算額

180,000千円

算出根拠：対象事業者 600者

県要請 休業要請対象者…150者

市追加要請 休業要請対象者…450者（飲食店430者、宿泊施設20者）

経済変動対策貸付金利子補給金（新型コロナウイルス感染症対応枠）について

○目的

県制度融資「経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」に協調して利子補給を行っていたが、4月17日（金）までの静岡県信用保証協会受付分をもって、一旦、本件融資枠の制度融資が締め切られた。

については、その時点までに申し込まれた融資に対する利子補給金の不足額（令和2年10月から令和3年3月相当分）を増額するとともに、今後、新たに設定される融資枠に対して必要となる利子補給額を増額する。

○利子補給内容

普通保証、セーフティネット（SN）4号、5号、危機関連保証による県制度融資「経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」を利用したものに対して利子補給を行う。

- ・融資利率（固定金利）及び利子補給期間

① 融資利率

区分	利子補給率
普通保証	1.4%を利子補給 (1.4%→0%)
SN4号 突発的災害(自然災害等)	1.3%を利子補給 (1.3%→0%)
SN5号 業況の悪化している業種(全国的)	1.4%を利子補給 (1.4%→0%)
危機関連保証 大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応	1.3%を利子補給 (1.3%→0%)

② 利子補給期間 1年間のみ

○取扱期間

4月28日（火）～7月31日（金）

※取扱期間は、県制度融資の期間が延長した場合には、延長する場合あり。

○補正予算額

63,000千円（補正後予算額 98,000千円）

根拠：【既存融資枠】

融資総額 2,958,900千円 利子補給額 38,711千円

当初補正予算額 35,000千円－利子補給額 38,711千円＝△3,711千円

【追加融資枠】

平均融資額：28,000千円／件 取扱件数：150件／年

融資総額：4,200,000千円

利子補給額（1.4%）：58,800千円

名称		静岡県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）及び国連携新型コロナウイルス感染症対策貸付				国連携新型コロナウイルス感染症対策貸付 (国の補正予算成立が前提) ※については、現時点では非公表		日本政策金融公庫		参考		
融資枠	500億円											
保証制度 (協会の危険負担)	普通保証 (80%)	SN5号保証 (80%)	SN4号保証 (100%)	危機関連保証 (100%)	2,800億円					SN5号保証 (80%)	SN4号保証 (100%)	危機関連保証 (100%)
融資要件	申請時の前月売上高 △10%以上		申請時の前月売上高 △20%以上		申請時の前月売上高 △15%以上		申請時の前月売上高 △20%以上		申請時の前月売上高 △15%以上			
資金使途	運転資金・設備資金											
融資限度額	8,000万円											
融資期間	運転10年(据置:2年) 設備10年(据置:3年)											
基準金利 (a)	2.07%		1.97%		※					※	※	※
					1.90%					1.90%	1.90%	1.90%
利子補給率 (b)	県 0.67											
未端利率 (a-b)	1.40%		1.30%		国 1.90% (当初3年間)					国 1.90% (当初3年間)	国 1.90% (当初3年間)	国 1.90% (当初3年間)
	当初1年間:0.00% ※市利子補給による 2年目以降:1.40%又は1.30% (県融資利率のとおり)				当初3年間:0.00% ※ 4年目以降:1.90% ※ (小中規模事業者) ※ 全期間 : 1.90% ※					当初3年間:0.00% ※ 4年目以降:1.90% ※	当初3年間:0.00% ※ 4年目以降:1.90% ※	当初3年間:0.00% ※ 4年目以降:1.90% ※
県	—	0.58% → 0.00%	0.60% → 0.00%	0.80% → 0.00%	0.00%					0.00%	0.00%	0.00%
信用保証協会	0.17~0.70%	0.10%	0.10%	0.00%	0.00%					0.00%	0.00%	0.00%
企業	0.28~1.20%	0.00% → 0.58%	0.00% → 0.60%	0.00% → 0.80%	0.00%					0.00%	0.00%	0.00%
取扱期間	4/28~7/31											
備考	業種指定 587業種 (令和2年4月1日~ 6月30日)		業種指定なし		業種指定 587業種 (令和2年4月1日~ 6月30日)					業種指定なし		

新型コロナウイルス感染症対策中小企業者応援給付金について

○目的

新型コロナウイルス感染症の影響で消費の落ち込みなど経済に深刻な影響が出ている中、売上が大幅に減少し、経営に影響を受けている中小企業者を応援するため、給付金を交付する。

○概要

新型コロナウイルス感染症は、地域経済へ甚大な影響をもたらしており、事業者は今まで以上に大変厳しい状況下に置かれている。また、普段から中小企業者は、住民生活に密着して地域の経済、雇用を支える大変重要な存在であるが、人口減少による需要の減退や業種による人手不足、後継者難など極めて厳しい経営環境にある。

そこで、これまで実施してきた「小規模企業者応援給付金」制度を見直し、中小企業者や個人事業主まで対象を広げるとともに、営業期間条件を短縮するなど要件を緩和することにより、より多くの中小企業者に対して給付金を支給し、事業継続を応援する。

○給付要件

変更点は以下のとおり

項目	変更前	変更後
名称	小規模企業者応援給付金	中小企業者応援給付金
対象	<u>市内に主たる事業所を有する小規模企業者</u>	<u>市内に事業所を有する中小企業(小規模企業者含む)</u>
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響を受け、直近1か月の売上高が前年同月比50%減少し、かつその翌月の売上高も前年同月比50%以上減少することが見込まれること。 ・直近1か月の前年同月の売上高が50万円以上であること。 ・従業員を1人以上常時使用していること。(専従者含む) ・市内で1年以上事業を営んでおり、かつ今後1年以上事業を営む予定であること。 ・本給付を受けられるのは1回限り 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響を受け、直近1か月の売上高が前年同月比50%減少し、かつその翌月の売上高も前年同月比50%以上減少することが見込まれること。 ・※減少額は市内事業所分の減少額 ・直近1か月の前年同月の売上高が30万円以上であること。 ・従業員の条件なし ・市内で6か月以上事業を営んでおり、かつ、今後も事業を営む意思があること。 ・本給付を受けられるのは1回限り

※前年同月の売上高は「一定期間を平均した額で見なすこと」も可能とする。

○申請受付期間

令和2年4月1日～9月30日まで(6か月間)

※制度内容の変更は、議決の日の翌日から適用

○給付額

10万円

○補正予算額

10,000千円(補正後予算額 25,000千円)

算出根拠：100,000円×100者

新型コロナウイルス感染症対策中小企業者家賃等応援給付金について

○目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少し、中小企業者にとって、家賃等の事業用家屋に係る費用が大きな負担となっている。そこで、中小企業者の負担を軽減するため給付金を交付する。

○概要

売上が大幅に減少し、家賃等の事業用家屋を賃貸又は所有する中小企業者に給付金を交付する。

○給付要件

以下のすべての条件に該当する中小企業者

- ・市内で事業用家屋を賃貸又は所有していること。
- ・新型コロナウイルスの影響を受け、直近1か月の売上高が前年同月比50%減少し、かつその翌月の売上高も前年同月比50%以上減少することが見込まれること。
- ・直近1か月の前年同月の売上高が30万円以上であること。
- ・市内で6か月以上事業を営んでおり、かつ、今後も事業を営む意思があること。
- ・本給付を受けられるのは1回限り

※前年同月の売上高は「一定期間を平均した額で見なすこと」も可能とする。

○申請受付期間

議決の日の翌日から令和2年9月30日(水)まで

○給付額

賃貸物件 10万円

自己所有物件 5万円

○補正予算額

15,000,000円

算出根拠：賃貸物件 100千円×50者=5,000千円

自己所有物件 50千円×200者=10,000千円

新型コロナウイルス感染症対策中小企業者雇用維持助成金について

○目的

新型コロナウイルス感染症による経済活動の急速な縮小に伴い、中小企業者を取り巻く環境は非常に厳しく、雇用の維持が危ぶまれている。そこで、市民生活にとって非常に重要である雇用の維持を支援するため助成金を交付する。

○概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用維持を図った場合には、休業手当、賃金等の一部が、国から助成されている。さらに、現在は、特例措置が適用されており中小企業者の負担が軽減されているが、依然として、中小企業者にとっては、厳しい状況が続いている。

そこで、中小企業者が雇用維持を図ることを支援するため、事業者負担の一部を助成する。

○助成要件

(1)対象事業者

市内に事業所がある中小企業者

(2)対象要件

- ・新型コロナウイルス感染症にかかる国の「雇用調整助成金」の特例措置（4月1日～6月30日までの休業分）の支給決定を受けていること
- ・または、上記特例措置を受けた「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けていること

○助成額

雇用調整助成金における「基準賃金額」と「1人日当たり助成額単価」の差額に月間休業等延日数を乗じた金額と緊急雇用安定助成金における「平均休業手当日額」と「1人日当たり助成額単価」の差額に月間休業延日数を乗じた額の合計

- ・1事業者当たりの上限額 100万円
- ・緊急雇用安定助成金における市からの支給額は、休業手当総額から国助成額を差し引いた額以内とする

【雇用調整助成金】「基準賃金額」と「1人日当たり助成額単価」の差額の上限額

項目	全日休業	短時間休業
	上限額	上限額
解雇なし	1,000円	500円(全日休業の半額)
解雇あり	差額の2分の1以内で 上限500円	差額の2分の1以内で 上限250円(全日休業の半額)

【緊急雇用安定助成金】「平均休業手当日額」と「1人日当たり助成額単価」の差額

項目	上限額
解雇なし	500 円
解雇あり	差額の 2 分の 1 以内で上限 250 円

○申請受付期間

議決の日の翌日から令和 2 年 9 月 30 日(水)まで

○補正予算額

50,000 千円

算出根拠： 1,000 円×200 者×220 人・日＝44,000,000 円

500 円× 50 者×220 人・日＝ 5,500,000 円

合計 49,500,000 円

(農業者版)新型コロナウイルス感染症対策中小企業者応援給付金について

○目的

全ての都道府県に緊急事態宣言が出され、様々な経済活動に影響が出ている中で、農作物の出荷時期を迎え、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した農業者を支援する。

○概要

商工課で実施している新型コロナウイルス感染症対策中小企業者応援給付金の対象事業主の枠を拡大し、前年の同時期に比べて、売上高が著しく減少している農業者に対して、給付金を交付する。

○対象者の要件

- (1) 市内で6か月以上事業を営んでおり、かつ、今後も事業を営む意思がある農業者（中小企業者※）であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、直近1か月の売上高が前年同月比50%以上減少し、かつその翌月の売上高も前年同月比50%以上減少することが見込まれること。
- (3) 直近1か月の前年同月の売上高が30万円以上であること。

※中小企業基本法における中小企業者

※前年同月の売上高は「一定期間を平均した額で見なすこと」も可能とする。

○申請受付期間

議決の日の翌日から令和2年9月30日まで

○給付金の額

10万円（1農業者あたり1回まで）

○補正予算額

3,000千円（農林業費）

算出根拠 100,000円×30件

新型コロナウイルス対策にかかる荒茶加工施設応援給付金について

○目的

全ての都道府県に新型コロナウイルス感染防止のための緊急事態宣言が出され、様々な経済活動に影響が出ている中で、感染予防対策を促進するため、荒茶を加工する施設（工場）を支援する。

○概要

新型コロナウイルス感染防止のため、各荒茶加工事業者が衛生対策に経費を要していることから、茶業振興協会として衛生対策助成としての応援給付金を交付する。

○対象者の要件

- (1) 市内に住所を有する自園自製農家
 - (2) 市内に主たる事務所を有する荒茶生産を行う農業協同組合、農事組合法人、有限会社若しくは株式会社、又は市内在住の農業者が共同で荒茶の生産を行う団体
- ※荒茶加工施設 180 工場（自園自製農家：128 工場、荒茶生産組織：52 工場）

○申請受付期間

議決の日の翌日から令和2年9月30日まで

○給付金の額

- 1万円（自園自製農家）
- 5万円（荒茶生産組織）

○予算額

4,000千円

- 自園自製農家 1,280千円（128工場×10千円）
- 荒茶生産組織 2,600千円（52工場×50千円）
- 事務費 120千円（郵便代、振込手数料等）

※茶業振興協会予算において、中止となったイベント経費やホームページ作成費等を予算流用（会長専決）し、応援給付金に組み替える。

島田市茶業振興協会
(農業振興課茶業振興室)